# 大阪狭山市建築物耐震改修促進計画について

## 計画の目的

過去に全国(日本)各地で発生した大規模地 震による被害は甚大なものであったことか ら、住宅・建築物の耐震化を促進することで、 将来予測される大規模地震による被害の軽 減を図り、安全・安心なまちづくりに取り組 むことを目的としている。

## 改定の背景

平成20年(2008年)3月に大阪狭山市建築物耐 震改修促進計画を策定してから、概ね 10 年が 経過し、目標年次である平成 29 年(2017年) を迎えた。

大阪府の「住宅建築物耐震 10 ヵ年戦略・大 阪」(以下「府計画」)の公表(平成28年(2016 年)1月)など、本計画を取り巻く状況も変化 してきており、これらの内容と整合を図る。

## 耐震化の現状

### 住宅

#### 現在(平成29年·推計值)

総数:22,990 戸

耐震性を満たす 耐震性が不十分 18.495 戸 (80%) 4.495 戸 (20%)

木造戸建住宅 9,144 戸

耐震性を満たす 耐震性が不十分 7,102 戸 **(78%)** 2.042 戸 (22%)

共同住宅等 13,846 戸

耐震性を満たす 耐震性が不十分 11,393 戸(82%) 2,453 戸 (18%)

### ■特定既存耐震不適格建築物(民間建築物)

#### 現在(平成29年·推計値)

総数: 197 棟

耐震性を満たす 耐震性が不十分 184 棟(93%) 13 棟(7%)

### 特定既存耐震不適格建築物(市有建築物)

#### 現在(平成 29 年)

総数:63 棟

耐震性を満たす建築物:63 棟 (100%) 耐震化が必要な建築物: 0棟 (0%)

### 計画の期間

平成30年(2018年)度から平成39年(2027 年) 度までの 10 年間とする。

計画期間の中間年次において、耐震化の進 捗に関する検証や施策の見直しを行う。

## 耐震化の基本方針

基本方針 1 「地震災害リスク・災害対策等の 確実な普及・啓発』

地震災害についての正確な情報を発信する とともに、災害対策に関する知識、市の耐 震化に向けた施策に関する情報等の確実な 普及・啓発に努める。

#### 基本方針 2 『建築物の耐震化の支援』

建築物の所有者が自主的に行う耐震化に関 する取組みを幅広く支援する。

### 基本方針3 『関連施策等と連携した取組み の推進』

大阪府やNPO等の事業者と相互に連携 し、住宅分野や福祉分野、防災分野等の関 連施策と連携した総合的な施策展開を図

## 目標とする耐震化率

本計画における住宅、特定既存耐震不適格 建築物(民間建築物)及び市有建築物等の 耐震化率の目標は、国の基本方針及び府計 画を踏まえ、次のように設定する。

#### 住宅の耐震化率

#### 平成 39 年 (2027 年) 度末までに 95%

民間建築物(特定既存耐震不適格建築物) の耐震化率

#### 平成 34 年 (2022 年) 度末までに 95%

#### 市有建築物等の耐震化率

特定既存耐震不適格建築物以外の市有建築 物で、延べ床面積 200 ㎡以上の建築物や公 共性を有する建築物(地区集会所)の耐震 化を進める。

### 目標達成のための具体的な取組み

目標の達成に向けて、以下の耐震化の促進に関する施策を展開する。

#### 住宅の耐震化への取組み

### 地震災害リスク・災害対策等の確実な普及・啓発

・確実な普及・啓発 / 情報提供の充実 / 昭和 56 年(1981 年)以降の木造住宅の耐震化の普及・ 啓発 / 建物に応じた耐震化 / 家具転倒防止 / まちまるごと耐震化支援事業による耐震化 /防災ベッドや耐震テーブルの活用 / 二次災害の防止 / 相談しやすい窓口の設置

#### 住宅の耐震化に対する支援策

・耐震補助制度について / 生命を守る耐震化 / 税制優遇措置 / 融資制度 / 補助金の代理 受領制度の検討 / 信頼できる専門家の養成・紹介

#### 関連施策等との連携した取組みの推進

・空き家対策にも耐震補助制度 / 空き家の譲渡所得の特別控除の促進 / 住替え、建替え促進 施策の推進検討 / リフォームにあわせた耐震改修の啓発 / ハザードマップの作成・公表 / 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

#### 特定既存耐震不適格建築物(民間建築物)の耐震化への取組み

耐震化の支援制度 / 確実な普及・啓発 / 防災拠点・緊急交通路周辺における取組み

#### 市有建築物等の耐震化への取組み

特定既存耐震不適格建築物については、全ての耐震改修は完了していることから、今後は、特 定既存耐震不適格建築物に準じる市有建築物や公共性を有する建築物(地区集会所)において、 本計画の耐震化率の目標を達成するため、公共施設等総合管理計画などとも調整を図り、耐震 性が十分でないものについては、耐震化を推進する。

## その他関連施策の促進

#### 二次構造部材の安全性の向上

コンクリートブロック造の塀の安全対策 窓ガラス・外壁材・屋外広告物・天井等の落下防止対策 エレベーターの閉じ込め防止対策

#### 地震時の緊急輸送路等の指定

大阪府地域防災計画に定める広域緊急交通路 大阪狭山市地域防災計画に定める市緊急交通路・避難路

## 推進体制の整備

大阪府との連携

庁内各部局との連携体制の充実

大阪建築物震災対策推進協議会との連携/関係団体との連携/自主防災組織、自治会等との連携